

公益社団法人 函館市医師会 寄附金取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人函館市医師会（以下「本会」という。）が、寄附金を公正かつ適正に受け入れ、その経理を明確にするために必要な事項を定めるものとする。

(寄附金の定義)

第2条 この規程における寄附金とは、本会の事業活動の賛助を目的として、個人または法人、その他の団体から無償で受け入れる金銭および財産権をいう。

(寄附金の種類)

第3条 寄附金は、以下のとおり区分する。

1. 一般寄附金

- ① 寄附者が使途を特定せずに本会の事業全般のために寄附されるものをいう。
- ② 一般寄附金は常時受け付けており、寄附金総額の 50%以上を本会が運営する公益目的事業に使用するものとする。

2. 特定寄附金

- ① 寄附者があらかじめ使途を特定した事業および目的のために寄附されるものをいう。
- ② 特定寄附金は常時受け付けており、寄附金の全額を特定された事業および目的のために使用するものとする。

3. 特別寄附金

- ① 本会が募集の趣旨または目的、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由を提示して募集をする寄附をいう。
- ② 特別寄附金は適正な募集経費を控除することができる。この場合、適正な募集経費は募集総額の 30%以下でなければならない。

(適用範囲)

第4条 寄附金の受け入れについては、法令等に定めのあるもののほか、この規程に定めるところによる。

(寄附金の申込み)

第5条 寄附金の申込みは、本会が別に定める「寄附申込書」により行うものとする。

(受け入れの決定)

第6条 寄附金の受け入れは、理事会の決議を経て決定するものとする。ただし、寄附の内容を鑑み、特に当会の運営等に影響を及ぼさない寄附金については、会長がこれを決定し、理事会への報告に代えることができる。

(寄附金の管理)

第 7 条 寄附金は、本会の会計区分に従い、適切に管理するものとする。

(受領書等の送付)

第 8 条 寄附金の受け入れ後、速やかに寄附者に対し、所定の受領書等を発行するものとする。

(情報公開)

第 9 条 受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 36 条第 5 項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第 10 条 寄附者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

(規程の改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附 則

この規程は、令和 7 年 10 月 15 日から施行する。